

平成30年度「ふれあいの森フェスタ」開催業務委託 企画提案募集要領

1 目的

県民に森とのふれあいを通して、森・川・海が私たちの暮らしに様々な恩恵を与え、重要な役割を果たしていることへの理解を深めてもらい、森・川・海に対する県民意識の醸成を図るため、「ふれあいの森フェスタ」を開催する。

2 主催

佐賀県、公益財団法人さが緑の基金

3 業務概要

(1) 業務名

平成30年度「ふれあいの森フェスタ」開催業務委託

(2) 業務箇所

佐賀県立21世紀県民の森（佐賀市富士町藤瀬）

(3) 業務期間

契約の日 ~ 平成30年9月14日（金曜日）

(4) 業務内容

別添の業務委託仕様書による。

(5) 委託額

2,598,000円（消費税及び地方消費税額を含む）を上限額とする。

企画提案書提出の際は、2,598,000円（消費税及び地方消費税額を含む）を上限額として見積もること。（見積書の中で、値引きによる調整は行わないこと。）

なお、当該業務は、佐賀県及び公益財団法人さが緑の基金との共催イベントであるため、委託者に決定された者は、契約時において、委託金額を次のとおりそれぞれと契約締結するものとする。

・佐賀県 1,898,000円（消費税及び地方消費税額を含む）を上限額とする。

・公益財団法人さが緑の基金 700,000円（消費税及び地方消費税額を含む）を上限額とする。

4 参加資格要件

企画コンペに参加できる者は、次の要件の全てを満たす者とする。

なお、参加要件確認のため、佐賀県警察本部に照会する場合がある。

(1) 佐賀県内に事業所等を有している法人（企業、CSO）等であること

(2) 本業務の目的を十分に理解し、法人の定款、規約等に照らして、業務内容が確実に実施できる者であること

(3) 宗教活動及び政治活動を主たる目的としていないこと

(4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと

(5) 佐賀県発注の契約に係る指名停止処分を受けているものでないこと

(6) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、更生手続開始又は民事再生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始または民事再生手続開始の申立てがなされている者であっても、更正計画の認可

- 又は再生計画の認可の決定が確定された者を除く。)でないこと
- (7) 自己又は自社の役員等が次のいずれにも該当する者でないこと及び次のイ、キに掲げる者が、その経営に実質的に関与していないこと
- ア 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)
- イ 暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)
- ウ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
- エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
- オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
- カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

5 募集方法

県及び(公財)さが緑の基金のホームページに企画コンペを実施する旨の案内を掲載する。

6 申請書類の提出

(1) 申請書類

企画提案申請書 . . . (様式 - 1)

企画提案書 . . . (様式 - 2 又は任意様式)

見積書 . . . (様式 - 3 又は任意様式)

見積価格は審査項目の一つであるため、企画内容と経費の関係がわかる内訳を記載すること。

誓約書 . . . (様式 - 4)

法人に関する調書 . . . (様式 - 5)

法人、団体の定款、規約等

(2) 提出期限：平成30年6月13日(水曜日)17時必着(期限厳守)

(3) 提出方法：持参又は郵送とする。

(4) 提出先：佐賀県 農林水産部 森林整備課 みどり推進担当

〒840-8570 佐賀市城内1丁目1番59号

TEL：0952-25-7136 FAX：0952-25-7312

E-mail：shinrinseibi@pref.saga.lg.jp

7 現地説明会

企画コンペ参加希望者が当該業務委託に関する現地説明会を希望する場合は、平成30年6月1日(金曜日)17時までに森林整備課みどり推進担当へ電話により連絡するものとする。

県は、上記の連絡があった場合は、現地説明会の日程等を調整し、企画コンペ参加希望者へ連絡するものとする。

8 質問等の受付

当該業務委託に関する質問等がある場合は、別添(様式 - 6)により、持参、郵送、FAX、メールのいずれかの方法で質問書を提出するものとする。ただし、FAX又はメールにより提出する場合は、提出した旨を電話により連絡する。

- (1) 受付期限：募集開始から平成30年6月5日（火曜日）17時まで
- (2) 提出先：前項6の(4)に同じ。
- (3) 質問回答：企画コンペ参加希望者に対して回答する。

9 審査方法

提出された申請書類をもとに、別途設置する審査委員会において、審査項目について公正な審議を行い、最上位であった者を受託事業者に決定する。ただし、審査結果が一定の水準に満たない場合は、審査結果が最上位であっても契約しない場合がある。

(1) 審査基準

審査委員会において、下記の審査項目に従って、提出された申請書類の審査を行う。

- ア 企画内容：当該業務委託の目的を理解したうえで企画された内容となっているか。
- イ 実施体制：関係者と調整し、適正かつ確実に実施できる体制となっているか。
- ウ 見積額：経費の積算は、企画内容に対し妥当なものとなっているか。

(2) 審査結果の通知

審査結果は、申請書類を提出した事業者へ個別に通知する。

また、受託事業者の決定については、県及び（公財）さが緑の基金ホームページで公表する。

10 その他

- (1) 申請書類の作成及び提出、その他参加に要する経費は、すべて提案者の負担とする。
- (2) 企画に際しては、受託事業者として採択されないことがある点に十分留意し、関係者とトラブルがないように注意すること。
- (3) 提出された申請書類は、返却しないものとする。
- (4) 企画提案書は、申請書類の審査等、必要な範囲において複製することがある。
- (5) 審査委員会で受託事業者に決定した者と県とで協議のうえ、佐賀県財務規則等の関係法令に基づき契約を締結するものとする。
- (6) 当該業務委託の受託事業者は、佐賀県、公益財団法人さが緑の基金及び関係団体等と協力し、業務を遂行するものとする。
- (7) 当該業務委託により開催するイベントは、別添「エコイベント開催ガイドラインチェックリスト」に基づき、開催するものとする。
- (8) 当該業務委託の受託事業者は、個人情報の重要性を認識し、個人情報を扱う者の倫理及び良識ある判断に基づき、個人情報の管理を徹底し、個人情報の漏えい等がないように万全の注意を払わなければならない。また、個人情報の取扱いには、県が定める「佐賀県プライバシーポリシーおよび行動プログラム」及び「佐賀県個人情報保護条例」等を遵守しなければならない。

11 実施スケジュール

- (1) 県及び（公財）さが緑の基金ホームページでの公募開始 平成30年 5月25日（金曜日）
- (2) 現地説明会を希望する場合の連絡期限 平成30年 6月 1日（金曜日）
- (3) 質問書提出期限 平成30年 6月 5日（火曜日）
- (4) 現地説明会 現地説明会の希望がある場合に日程調整
- (5) 申請書類の提出期限 平成30年 6月13日（水曜日）
- (6) 申請書類の審査、受託事業者の決定 平成30年 6月 下旬
- (7) 契約締結 平成30年 6月 下旬